**【宝達志水町建設工事の下請負発注に関する留意事項】**

平成26年7月1日施行

令和　元年８月1日改正

　宝達志水町と建設工事請負契約を締結しようとする業者の方は、建設業法はじめ関係法令を遵守するとともに、とくに下請負に関して次の事項に留意し、公共工事の施工体制の適正化と、町内建設業の健全な発展に努めてください。

〔宝達志水町建設工事標準請負契約約款第6条から第7条関連〕

1. 町内業者の優先活用（宝達志水町建設工事標準請負約款第6条の２第2項）

本町の入札は、地域経済の活性化に配慮し基本的に町内業者を対象に発注するようにしています。よって、元請業者としてその一部を下請負させる場合は、町内業者の活用に努めてください。

1. 一括下請負の禁止（建設業法第２２条・宝達志水町建設工事標準請負契約約款第6条）

建設業法においては、発注者の信頼を裏切ることなく適正に施工するため、自己の請け負った建設

工事を一括して、他人に請け負わせてはならず、他の建設業者の工事を一括して請け負ってはならな

い旨が定められています。

1. 指名停止中の業者への下請負の禁止（宝達志水町建設工事等請負業者の指名停止に関する要綱第７条）

工事の成績不良、労働災害、または、談合への関与等により指名停止となった業者の指名停止期間

中は、取引先としてふさわしくないため、下請負を禁止します。

1. 指名競争入札工事の相指名業者への下請負の原則禁止

相指名業者は、元請業者より高い価格を入札時に提示しており、たとえ当該工事の一部に限定して

下請負を受注するとしても、入札に際して見積もった金額より低い金額で受注することとなり、社会通念上不自然です。元請業者及び相指名業者ともに不要な疑惑を招くことのないよう厳に自粛してください。

1. 工事下請届の提出義務（宝達志水町建設工事標準請負約款第6条の２第6項）

指名停止期間中の事業者などの不適格業者の排除、施工体制の的確な把握、また、下請契約の適正

化の観点から、下請負人通知書はすべての下請毎に着工前に必ず提出してください。

また、金額の多少によらず締結しなければならない下請負契約を証する注文書若しくは請書の写し

を添付してください。

６．実際の現場体制と相違があったときには、監督指導のうえ相応の措置を講じる場合があります。